

中央区地域見守り活動支援事業の補助金交付について

1 対 象

防犯パトロール等（以下「地域見守り活動」とする。）を実施している（又は今後実施する）町会・自治会・商店会等（以下「地域団体」とする。）。ただし、商店会の単独事業については、対象外。

2 補助金対象経費

地域団体が行う地域見守り活動の一環として行う防犯設備の整備に係る費用

3 補 助 金 額

単独事業（地域団体が1つの場合） 補助率12分の11 補助限度額500万円

連携事業（地域団体が2つ以上の場合） 補助率12分の11 補助限度額750万円

※防犯カメラ総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用は60万円まで

4 事業の流れ

前年度3月末

東京都より区へ事業実施有無についての正式な通知（要綱送付）

実施年度6月

区と都のヒアリング

※この時点までに、事業の規模（カメラ台数・予算等）を地域団体が区へ報告
その際、見積書などがあれば提出

実施年度7月中（変更する場合有）

区から都へ補助金交付申請

※地域団体から区への申請の期限は、7月中旬（予定）

その際、必要な書類は

①「中央区安全・安心まちづくり推進地区選定申出書」

添付書類：地域のわかるもの（略図等）

②「活動計画書」

添付書類：地域のわかるもの（略図等、①と同じでも可）

③「中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付申請書」

添付書類：防犯設備を設置する場所がわかる図面、見積書（100万円以上の場合は2社以上）、防犯カメラの運用基準

実施年度9月末

都から区へ「補助金交付決定通知書」を送付

実施年度10月上旬

区から地域団体へ「補助金交付決定通知書」を送付

実施年度2月末まで（遅れる場合は要相談）

工事の実施・業者への支払

※地域団体から業者への支払は、区からの補助金交付前に終了させる必要あり。

工事完了後

- ・地域団体から区へ「防犯設備整備事業実績報告書」を提出

添付書類：設置した防犯設備の図面、現場写真、設置業者による領収書及び納品書の写し、契約書の写し、その他必要な書類

- ・現場確認

区の担当者が現場を確認

- ・区から地域団体へ確定通知書、補助金の振込み

必要書類：「口座登録申請書」「請求書」

- ・区から東京都へ報告

※東京都が現地確認をする場合あり。

問合せ先

総務部危機管理課

後藤

3546-5087